

令和3年6月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 37 号

令和 3 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）

以上 1 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 38 号

射水市不妊治療費助成に関する条例の一部改正について

(説明)

県の特定不妊治療費助成事業において、令和3年1月1日以後に治療が終了したものについて、事実婚の夫婦も助成対象とする改正が行われたことに伴い、本市条例についても所要の改正を行うもの。

1 改正内容

県の特定不妊治療費助成事業と同様に、本市における特定不妊治療及び一般不妊治療の助成対象に、事実婚の夫婦を追加し、令和3年1月1日以後に治療を終了した又は受けた事実婚の夫婦の助成の申請については、令和3年9月末日まで受け付けることとするもの。

2 施行期日等

条例公布の日から施行し、令和3年1月1日以後に特定不妊治療に係る1回の治療が終了した夫婦及び令和3年1月1日以後に一般不妊治療を受けた夫婦に適用する。

議案第 39 号

射水市企業立地推進条例の一部改正について

(説明)

富山県企業立地助成金交付要綱の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

富山県企業立地助成金交付要綱が一部改正され、本社機能施設等の移転費用及び移転に伴う県外からの従業員及びその同居家族の転居費用が助成対象経費に追加されたことに伴い、本条例における助成対象経費にも同様に追加するもの。

2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和3年4月1日

議案第40号

字の区域の変更及び廃止について

(説明)

県営農地整備事業水戸田地区における土地改良事業に伴う換地処分のため、字の区域を変更及び廃止する必要が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

施行期日 換地処分の公告があった日の翌日

地籍調書

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積(m ²)	備考
射水市	橋下条	大白	3	847.00	大字水戸田に編入
	若林		1	2,113.00	
	水戸田		5	2,295.00	大字橋下条に編入
	水戸田		1	1,728.00	大字若林に編入
計			10	6,983.00	

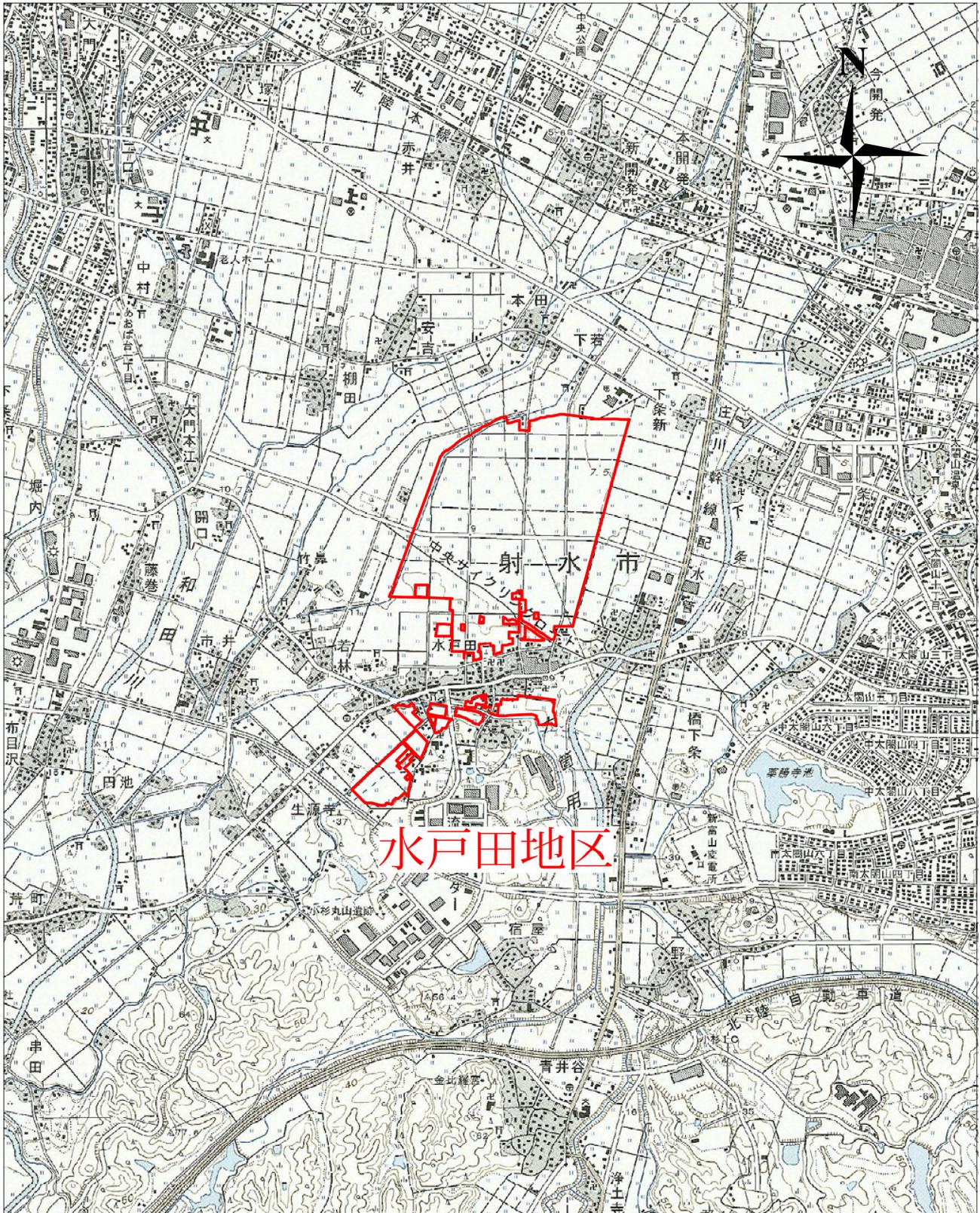
2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積(m ²)	備考
射水市	橋下条	大白	3	1,003.00	
	水戸田	惣分	9	1,934.00	
	水戸田	畑田	33	18,064.85	
計			45	21,001.85	

県営農地整備事業水戸田地区土地改良事業

大字・字区域の変更

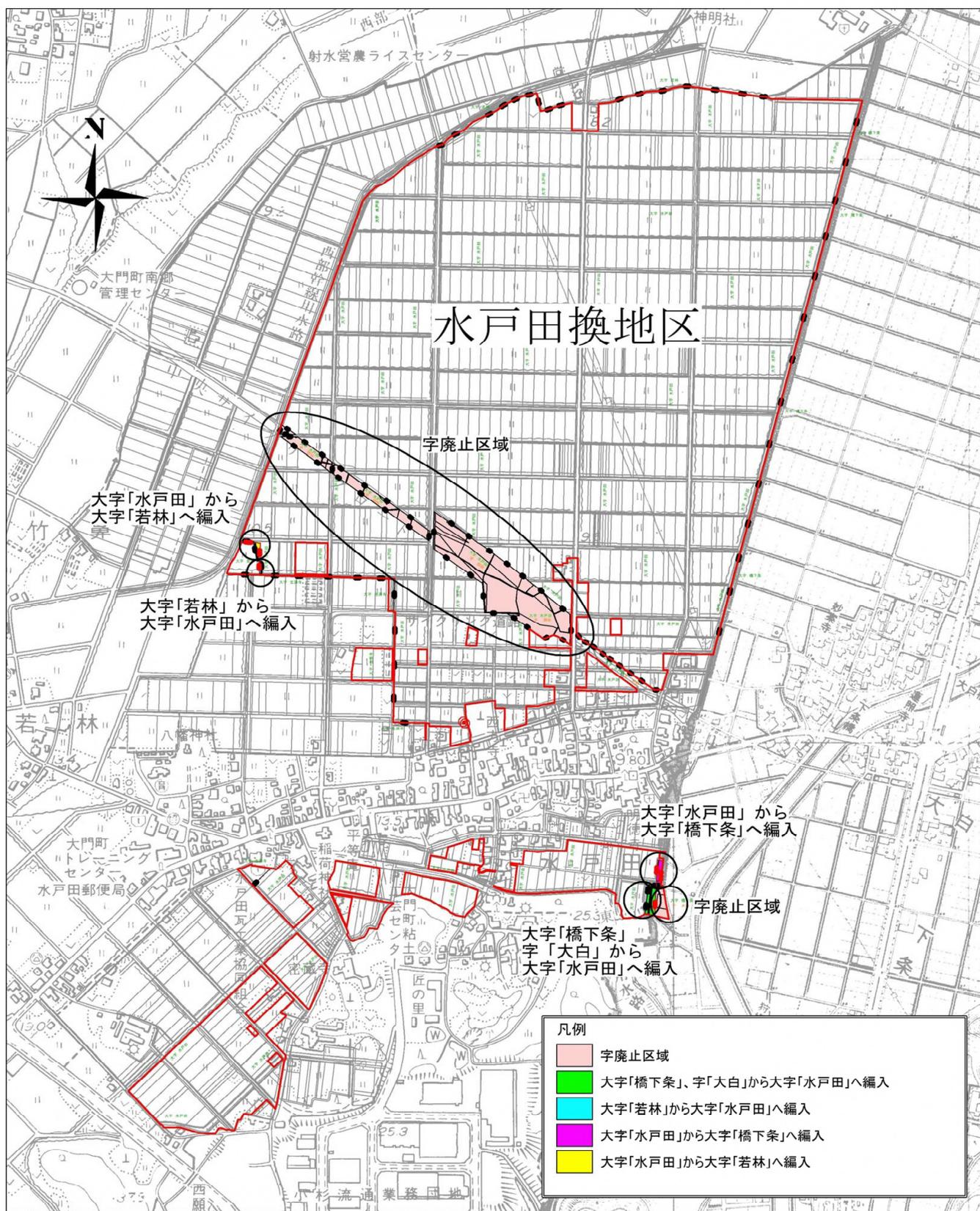
位置図 S=1:25,000



県営農地整備事業水戸田地区土地改良事業

大字・字区域の変更

位置図 S=1:6,000



県営農地整備事業水戸田地区土地改良事業 大字・字区域の変更

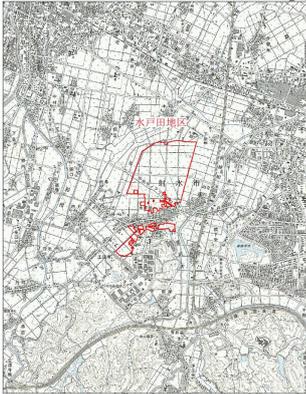
水戸田地区 現形図

縮尺 1/2,000

射水市 字界変更図面



位置図 S=1:25,000



拡大図 縮尺 1/500



拡大図 縮尺 1/500



- 凡例(字変更内容)
- 字廃止区域
 - 大字(轄下)廃止、大字(自)の大字(水戸田)へ編入
 - 大字(轄下)の大字(水戸田)へ編入
 - 大字(水戸田)の大字(橋下)へ編入
 - 大字(水戸田)の大字(若林)へ編入

凡 例	
地区界	———
市町村界	———
旧大字界	———
旧字界	———
新大字界	———
大字名	大字名
字名	字名

議案第 4 1 号

富山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

(説 明)

富山県市町村総合事務組合同規約(昭和37年12月1日富山県指令地第1828号)について、変更することに関し関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるもの(地方自治法第290条)。

1 変更内容

富山県市町村総合事務組合で共同処理する市町村税滞納整理事務については、平成16年3月31日をもって徴収事務を休止し、以降、財政調整基金を取り崩しながら、全市町村を対象として滞納整理実務研修会を開催してきたが、基金残高が0円となったことから、当該事務を廃止することとし、富山県市町村総合事務組合同規約について市町村税滞納整理事務に関する規定を削るもの。

2 施行期日

令和3年8月1日

議案第42号

市道路線の認定について

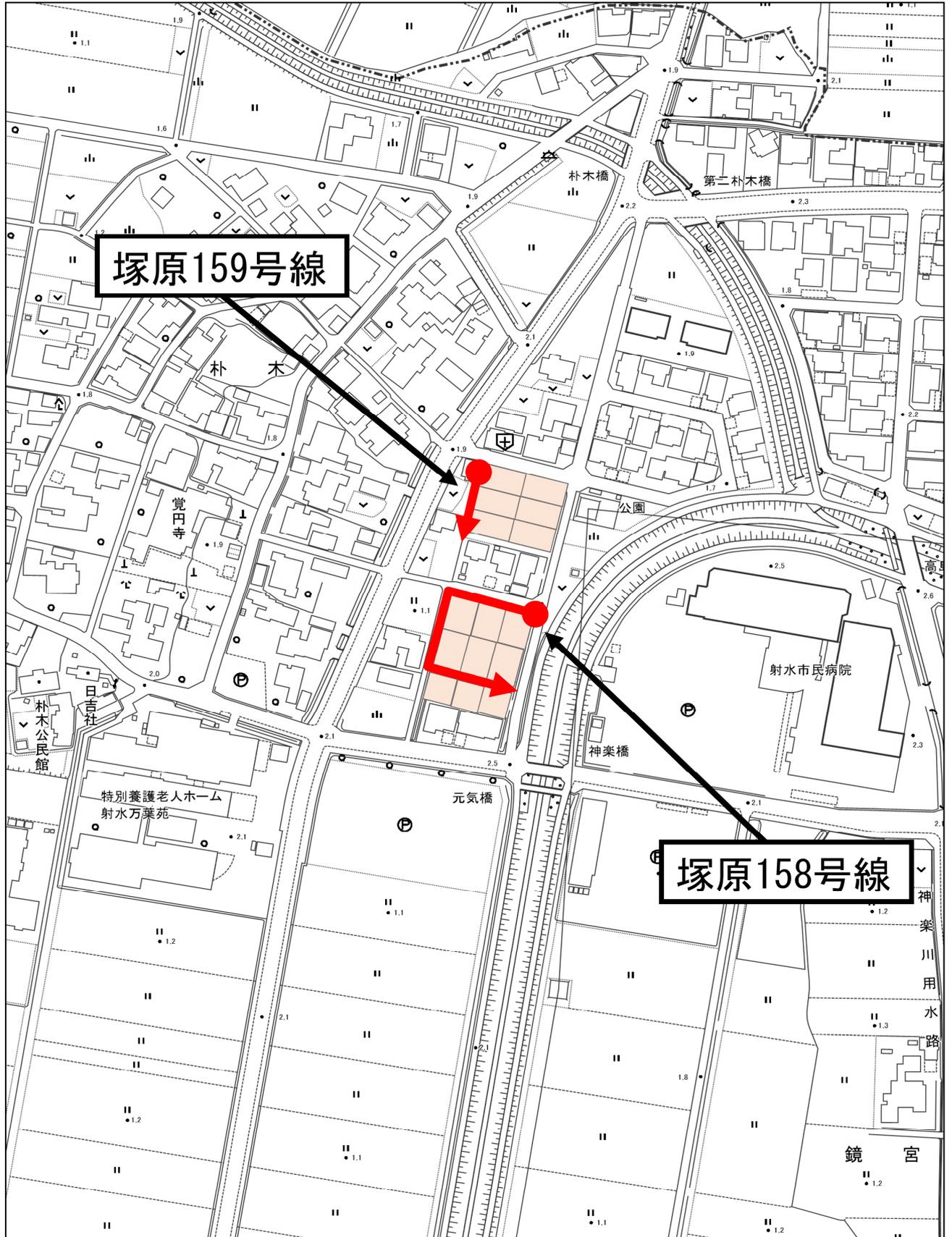
(説明)

都市計画法の規定に基づく開発行為による道路の帰属及び住民に密着した生活基盤の充実に資するため、10路線を市道路線として認定しようとするもの(道路法第8条第2項)。

認定する路線

図面 番号	認定路線名	起 点	終 点
1	塚原158号線	朴木	朴木
	塚原159号線	朴木	朴木
2	戸破2139号線	戸破	戸破
3	金山363号線	上野	上野
4	中村17号線	中村	中村
	中村18号線	中村	中村
	中村19号線	中村	中村
	中村20号線	中村	中村
	中村21号線	中村	中村
5	中野12号線	中野	中野

市道認定路線図 1



市道認定路線図 2



市道認定路線図 3



議案第43号

動産の取得について

(説明)

令和3年4月27日に指名競争入札に付した消防ポンプ自動車(CD-型)の購入について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項(別表第4)、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
消防ポンプ自動車 (CD-型)	1台	指名競争入札 による契約	29,975,000円 (うち消費税等 2,725,000円)	富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山営 業所 所長 伊藤 晶広	令和3年 12月17日

議案第 4 4 号

射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事請負契約について
（説 明）

令和 3 年 5 月 2 6 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 1 項（別表第 3 ）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	345,400,000円 （うち消費税等 31,400,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	高田建設・くみあい建設射水市立 大門中学校長寿命化改良第 期 （建築主体）工事共同企業体 代表者 射水市土合1490番地 高田建設株式会社 代表取締役 高田 実 構成員 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 竜一	契約締結の日 ~ 令和4年3月25日

報告第 4 号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
3	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 426,241円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和2年12月17日 場 所 射水市黒河地内
4	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 114,400円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和2年12月17日 場 所 射水市黒河地内
5	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 211,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市開口地内
6	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 742,497円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市南太閤山14丁目地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
7	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 291,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市東明東町地内
8	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 59,730円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月15日 場 所 射水市太閤町地内
9	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 99,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市片口久々江地内
10	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 166,804円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市八幡町二丁目地内
11	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 495,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市小林地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 2	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 116,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市朴木地内
1 3	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 370,081円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市作道地内
1 4	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 123,860円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市七美地内
1 5	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 53,900円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月17日 場 所 射水市戸破(若宮町)地内
1 6	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 36,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月19日 場 所 射水市上野地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
17	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 77,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年2月18日 場 所 射水市三ヶ(水源町)地内
18	令和3年4月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 71,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市庄西町一丁目地内

報告第 5 号

継続費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

令和元年度射水市一般会計予算第2条の継続費のクリーンピア射水整備事業費に係る令和2年度年割額の歳出予算の経費の金額のうち、当該年度に支出が終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越したので、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第145条第1項）。

・クリーンピア射水整備事業費

継続費設定可決の日 平成31年3月14日

令和2年度継続費繰越明細書

〔 継続費の総額 クリーンピア射水整備事業費 3,777,819,000円 〕

事業名	予算額	支出済額及び支出見込額	翌年度繰越額
クリーンピア射水 整備事業費	円 2,082,636,000	円 1,960,484,000	円 122,152,000

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（説明）

令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）（令和 2 年 9 月 1 7 日可決）第 2 条、令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 1 1 号）（令和 2 年 1 2 月 2 4 日可決）第 2 条、令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 1 2 号）（令和 3 年 3 月 1 9 日可決）第 3 条及び令和 2 年度射水市一般会計補正予算（第 1 3 号）（令和 3 年 3 月 1 9 日可決）第 2 条において繰越明許費を設定した経費について、その繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
広報広聴費	11,381,000
財産管理費	107,390,000
移住・定住促進事業費	8,000,000
電算管理費	440,000
コミュニティセンター整備事業費	381,315,520
万葉線対策費	23,345,480
社会福祉団体等対策事務費	40,000,000
高齢者福祉施設費	7,200,000
新型コロナウイルスワクチン接種費	623,656,795
斎場管理費	286,666,000
クリーンピア射水管理費	60,117,000
土地改良事業推進対策費	17,489,000
新湊漁港建設費	22,935,000
商工業振興費	563,600,000
道の駅維持管理費	45,063,000
道路橋梁総務費	1,023,000
市道新設改良費	15,527,000
地方道路交付金事業費	15,256,000
道路橋梁維持費	41,842,700
橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	101,847,500
消雪施設維持管理費	27,141,500
土砂災害対策費	5,830,000
河川管理費	104,622,000
都市計画総務費	0
まちづくり交付金事業費	125,092,830
公園維持管理費	79,668,064
重点密集市街地整備費	0
健康管理費（小）	16,000,000

事業名	翌年度繰越額
	円
スクールバス運行費（小）	31,053,000
健康管理費（中）	7,200,000
小杉南中学校整備費	53,755,800
大門中学校整備費	352,441,111
スポーツ施設維持管理費	33,044,000
フットボールセンター整備事業費	1,635,323,000
合計	4,845,266,300

報告第 7 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

（説明）

地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかった経費の繰越計算書を調製したので、これを議会に報告するもの（地方公営企業法第 26 条第 1 項及び第 3 項）。

事業名	翌年度繰越額
	円
建設改良事務費	1,557,000
公共下水道事業	70,133,000
改築事業	128,171,000
雨水整備事業	219,270,000
流域下水道建設負担金	17,726,000
農業集落排水事業	2,131,000
合計	438,988,000

